

みんなで取り組む 健康づくり

生活習慣病が重症化すると、こんなにも医療費がかかります!!



※医療保険負担分と自己負担分のおおよその合算額(金額は、病状や治療法等により異なります)

健康寿命を延ばし、大切な医療を守るために私たちにできること ～今日から始める血管を守る健康習慣～

- ①減塩を心がける
- ②野菜は毎食、果物は毎日摂る
- ③魚を毎日摂る
- ④適正体重の維持
- ⑤身体活動を増やす
- ⑥過剰飲酒を避ける
- ⑦喫煙・受動喫煙を避ける
- ⑧揚げ物や甘い清涼飲料水を避ける
- ⑨食物繊維をたっぷり毎日摂る
- ⑩大豆製品を毎日摂る
- ⑪年に1回、健診を受ける(年度に1回、健診費用の補助あり)



参考「心不全を予防するためのエビデンスに基づく10項目の生活習慣(国立循環器病研究センター)」

自分のため、家族のために・・・

健診に行こうー!

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健康診断です。健診を受けることで、病気の早期発見や予防につながります。

R7年度から国保特定健診受診者(40～74歳)には、1,000円分の特典を予定しています。決定しましたら市のHP等でお知らせします。

健診に関するお問い合わせ先：健康推進課(特定健診・保健指導) ☎850-0215 (がん検診) ☎850-0162

とみぐすく

令和7年3月発行
豊見城市 国民健康保険課 健康推進課

国保だより 号外



令和7年度から国民健康保険税額が変わります!

税額改定の理由は?

国民健康保険事業は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村では県が示す標準保険料率(※1)を参考に保険料(税)を賦課・徴収する必要がありますが、本市の国保税は平成11年度以来実質的な税額改定を行っていないことから標準保険料率よりも低い税率となっております。そのため、毎年度の財源不足を市民全体の予算(一般会計)から補てんして運営してまいりました(裏面参照)。国の指針により今後、国保税は県全体で統一されることがとなっており、その際に国保税が標準保険料率の水準まで引き上げられることが見込まれております。そのため国保税の急激な増加により加入者の負担が大きくならないよう、徐々に標準保険料率に近づけていく必要があることから令和7年度税額を改定します。

※1 健全な財政運営ができるよう県が示す市町村ごとの標準的な水準の保険料率



税額改定後の見込み額

税額改定前				税額改定後			
	医療分	介護分	支援金分		医療分	介護分	支援金分
所得割	8.44%	2.10%	2.61%	所得割	8.44%	2.10%	2.61%
均等割 (R6標準保険料率)	17,200円 (31,970円)	6,600円 (12,126円)	6,200円 (12,805円)	均等割 (R6標準保険料率)	25,800円 (31,970円)	9,900円 (12,126円)	9,300円 (12,805円)
平等割	23,200円	3,700円	5,400円	平等割	23,200円	3,700円	5,400円

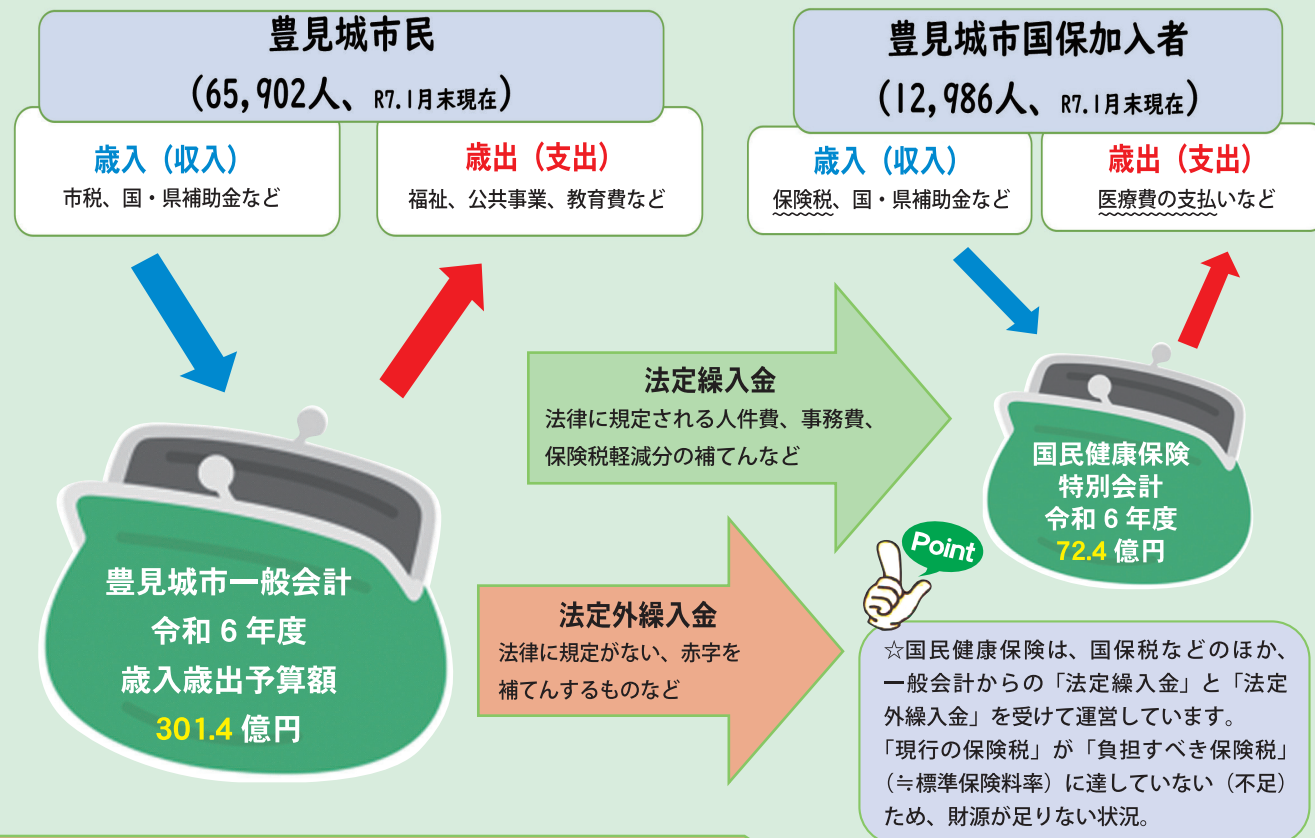
どのくらい国保税があがるのか(モデルケースでの試算)

モデルケース

	世帯構成	世帯所得	旧税額(年)	新税額(年)	差 額	1期当たりの影響額
モデル1	大人1人	980,000円	134,500円	149,500円	15,000円	約1,600円
モデル2	大人2人	1,880,000円	282,800円	312,800円	30,000円	約3,300円
モデル3	大人2人 こども2人	1,880,000円	382,700円	429,500円	46,800円	約5,200円

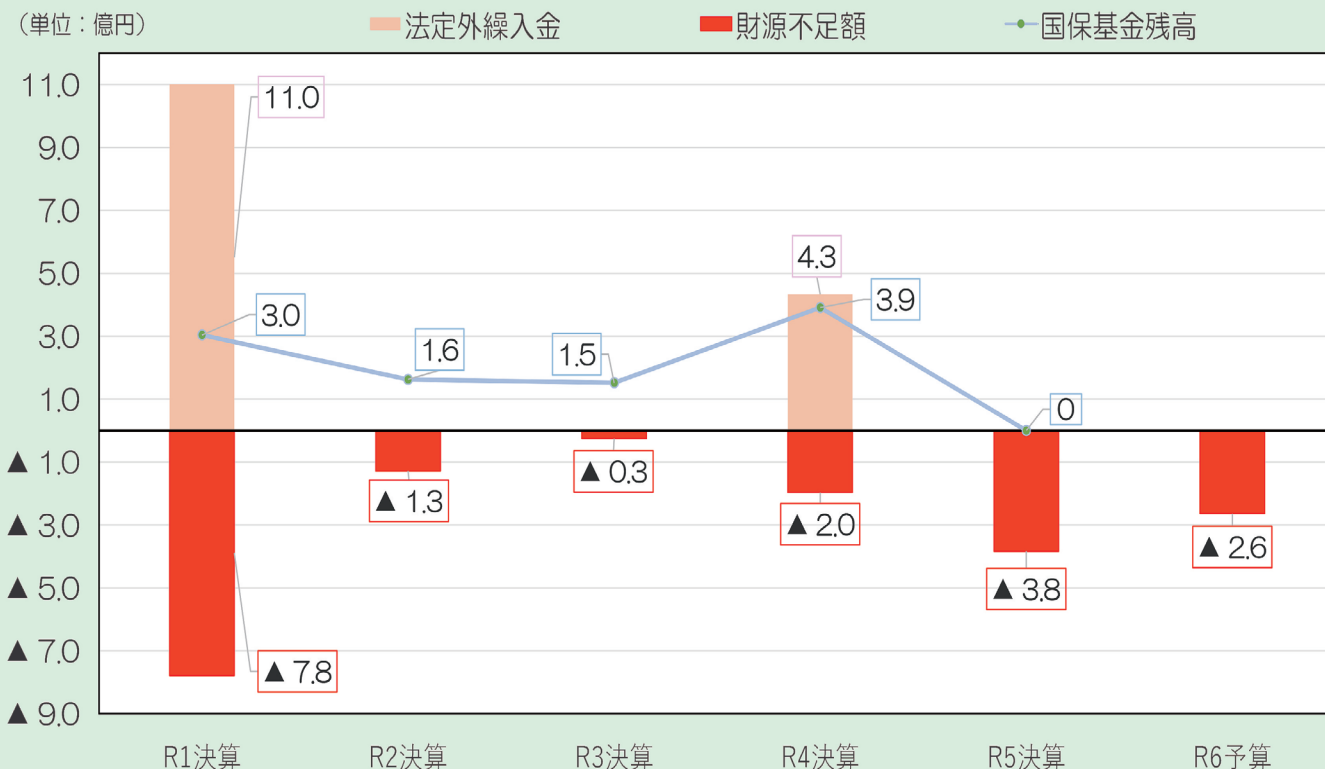
※世帯・所得の状況によって軽減が適用される場合もあります。

国民健康保険の運営状況



法定外繰入金及び財源不足額等の推移

法定外繰入金を令和元年度に11億円、4年度に4.3億円、合計15.3億円受け入れ、国保基金(家計における「貯金」にあたる)へ積立て活用することにより平成30年度までの累積財源不足額及び令和元年度から5年度までの財源不足額を補てんしてきましたが、5年度末時点で国保基金が底をつき、6年度予算は2.6億円の財源不足が生じています。



国民健康保険制度を維持するための取り組み など

国民健康保険の財政健全化に向けて、支出(医療費・保健事業費)を適正化し、収入(保険税、県からの交付金等)を確保するなどの取り組みを引き続き行います。

医療費の適正化

- ①医療費通知やジェネリック医薬品差額通知による医療費適正化を図る
- ②診療報酬点検員及びデジタルを活用した点検によるレセプト点検の充実を図る
- ③被保険者が第三者の不法行為(交通事故等)によって負傷等した場合に第三者に対して損害賠償請求を行う手続きについて、国保連合会と連携し取組強化を図る
- ④被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金について過誤調整を図る

適用適正化の対策

- ①国保と社保の保険資格が重複していると思われる方へ異動手続きを促す
- ②減免世帯等を対象に調査を行い適正賦課に努める
- ③督促状等の返戻分について実態調査を行い実態のつかめない方は職権消除を依頼
- ④所得の申告を勧奨することで未申告世帯を無くし低所得者の負担軽減及び適正な賦課に努めるなど

国民健康保険税は納付書払い以外にもスマホ決済アプリでも納付できます!

【ご利用できるスマホ決済アプリ】

- ・paypay 請求書払い・J-Coin 請求書払い・auPAY (請求書払い)
- ・d払い請求書払い・支払秘書・PayB

【ご利用上の注意】

- ・スマホ決済の場合は領収書が発行されません。
- ・納付にかかる手数料は無料ですが、通信料は利用者様のご負担です。



口座振替も推奨しております

各期毎の納付が困難な方への相談窓口

国保税は原則、各期毎の納付となっております。各期毎の納付が困難となった際には一時的に納付について分割または猶予を受けることができる場合があります。納付が困難と見込まれる際にはお早めにご相談ください。



お問い合わせ先：国民健康保険課

☎ 850-0142